○八、七七〇九のイ、七七〇九のロ、七七一〇のイ、七七一一から七七一三まで、七七一四（次の図に示す部分に限る。）、七七一五の一から七七一五の四まで、字山ノ神七七一〇の一、七七一〇の二、七七一〇の五、七七一〇の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片山七六九四のイ、七六九五の一、七六九五のイ、字片山滝之沢七七〇〇、字滝ノ沢七七〇三のロ、七七〇四のイ、七七〇四のロ、七七〇五、七七〇六、七七〇七のイ、七七〇七のロ、七七〇八、七七〇九のイ、七七〇九のロ、七七一〇のイ、字山ノ神七七一〇の二、七七一〇の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字菜摘一一七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菜摘一一七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字南国栖四〇五の一、七六一の二、七六一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字南国栖四〇五の一・七六一の二・七六一の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字桑畑三の一から三の四まで、五の一、五の二、六の二、六の三、二九二、二九三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字沢原一八九、一九三、一九五、一九九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字沢原一八九・一九三・一九五・一九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町塩坂越七号西谷二の二、二の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）